

改めて地方分権改革の断行を求める

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、円高・デフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面している。

これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域が有する多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげていくことが必要であり、そのためには、地方分権改革を推進し、多極で多様な地域社会が形成される分権型国家への転換が不可欠である。

国は、地域のことは地域の住民が決めるという原点に立ち返り、国民の利益は何か、また、この国の活力をどう牽引するかとの観点から、我が国が将来にわたり活力を維持できるよう、「新しい国のかたち」について骨太の議論を行い、地方分権改革の意義や必要性を明確にし、大きな絵姿を描いた上で、その実現に向けた道筋を示すべきである。

12月16日に実施される総選挙は、今後の日本の命運を決める大切な選挙であり、選挙の結果、いかなる政権が誕生したとしても、地方分権改革を最重要政策として推進しなければならない。

我々中国地方では、国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた取組を進めるなど、地方分権改革に真摯に取り組んできたところである。我々は、今後とも、国と地方の協議の場等で建設的な議論を進め、自ら、強い覚悟と責任感を持って改革に取り組むことで、その成果を積み重ねていく所存である。

国においては、「決められない政治」と決別し、この国の在り方に関する骨太のビジョンを示した上で、政治のリーダーシップの下、中央府省の抵抗に屈することなく、地方分権改革を断行するよう改めて強く求める。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	溝	口	善	兵衛	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	山	本	繁	太郎	

地方税財源の充実について

平成24年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円増の17.5兆円、一般財源総額は0.1兆円増の59.6兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、その他の一般行政経費や投資的経費等が削減されたため減少している。また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

一方、国・地方を通じた社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革関連法は成立したが、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、法施行後1年以内に結論を得るとされた「社会保障制度改革国民会議」での審議が未だ開始されておらず、極めて不透明な状況である。

また、地域自主戦略交付金については、対象事業の拡大や交付要件の緩和など、初年度より一定の進展はみられるものの、地方の自由度拡大という点からすれば、不十分な取組も見られる。

さらに、経済対策として創設した基金は、地方の意見を反映し、事業実施期限が延長されるなど一定の見直しは行われたが、現在、実施している事業には妊婦検診の無料化など臨時的な対応でなく、恒常的に実施すべき事業もある。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 平成22年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

(2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

なお、地方が国に先んじて独自の行財政改革に取り組んできたことを踏まえ、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行わないこと。

- (3) 地域自主戦略交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き対象事業を拡大するとともに手続きの簡素化を図り、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。
- (4) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (5) 自動車取得税については、平成24年度税制改正大綱及び消費税法改正法において「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」とされたところであり、また、国内自動車市場の厳しい状況を踏まえた対策が必要である。
- 一方、自動車取得税は、偏在性が少なく、市町村にとっても貴重な財源であることから、見直しの検討に当たっては、具体的な代替財源を示すこと。
- また、地方法人特別税については、地域間の税収の偏在是正に大きく寄与していることから、税制抜本改革による地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系を確立することなく廃止・縮小すべきではないこと。
- なお、税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転に努めるとともに、中小事業者への転嫁対策等による配慮、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を断行すること。
- (3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合った地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実のための制度改革や社会保障支出（社会保障4経費）の増加に係る地方負担について、地方財政計画に適切に積み上げること。

(4) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、地方消費税に係る基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

安全・安心の確保と地域産業の活性化のための社会資本整備の推進について

ものづくりを中心とした高度な産業集積や、豊かな観光資源等の地域資源を有している中国地方の各地域が、それぞれの特色を生かして自立的に発展すると同時に、相互に補完し合うことにより中国地方全体の経済・交流基盤、国際競争力の更なる強化を図るとともに、先日被害想定が公表された南海トラフ巨大地震をはじめとする如何なる大災害の発生時においても機能する国土を構築するためには、多軸型国土構造の形成と、産業インフラや地域間ネットワークの確立が不可欠である。

また、昨年12月に出された「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」においても、災害に強い高速道路ネットワークの在り方や安定的でわかりやすい料金制度の在り方が示されたところであり、その早急な具体化が必要となっている。

については、高速道路ネットワークの早期整備をはじめ、高速鉄道網並びに国際拠点港湾及び重要港湾の整備とともに、多軸型国土構造の形成、高速道路の料金制度の具体化及び地域間ネットワークを確立するための社会資本整備の所要の予算が確保されるよう、次の事項について一層の取組を強く要請する。

1 高速道路ネットワーク等の早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在していることから、平成25年度予算概算要求で国土交通省が対前年1.09倍となる3,995億円を要求している「全国ミッシングリンクの整備」において所要の予算を確実に確保し、高速道路ネットワークの早期整備を図るべく、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路と一体となって緊急輸送道路網の骨格を形成するとともに、地域間や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路や主要な国道・地方道についても、整備促進のための所要の予算を確実に確保すること。

2 高速道路の料金制度の具体化

高速道路の料金制度については、対距離制を基本とし、全国共通の水準とすべきであり、特に本四高速道路の料金については、全国プール制に組み入れ、償還期間の延長など、必要な措置を講じること。また、その具体的な実施方針について平成24年度末を目途に取りまとめること。

3 全国の高速鉄道網の整備

平成 25 年度予算概算要求で国土交通省が要求している「幹線鉄道の高速化・利便性向上に向けた調査」を確実に実施し、高速鉄道網の整備について、改めて国として明確な方針を示すこと。

また、方針の決定に当たっては、特に高速鉄道網の整備が立ち後れている地方に配慮したものとすること。

4 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充に必要な予算を確保するとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、低廉かつ安定的な輸送を実現し、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾に選定された港湾の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮した国策にふさわしい制度を設計し、推進すること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港湾」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

平成 24 年 1 月 21 日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	伊	原	木	隆 太
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	山	本	繁	太郎

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行や、民家土蔵が倒壊するなどの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

また、今月2日に開催された全国知事会議において、国から岩国飛行場等を使用した本土でのオスプレイの低空飛行訓練などが11月中に始まる旨の説明があった。

関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイの事故原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じていただきたい。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善について

- (1) 住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、国の責任において実態調査を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 訓練の事前通知

住民生活に影響が大きい訓練については、事前に関係自治体に通知を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険や不安を及ぼし住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など詳細な訓練計画及び安全確保策等の内容の説明を行うこと。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地域農林漁業の振興について

近年、食料自給率の向上、安心・安全な農林水産物の供給、農地や森林の有する公益性や多面的機能等、農林漁業に対する住民の期待は着実に増大している。

しかしながら、農林漁業の維持・発展に必要な担い手の減少・高齢化は深刻な状況であり、若い意欲的な担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。

また、農業農村整備予算については、平成22年度に大幅に削減された水準のまま改善されておらず、事業の遅延により地域農業の維持・発展に大きな影響が生じている。

このような農林漁業を取り巻く厳しい現状の中で、農林漁業に対する期待に応えていくためには、担い手の確保や生産基盤整備等を地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林漁業を構築する必要がある。

については、次の事項について強く要請する。

1 農林漁業の担い手の確保

高齢化や後継者不足が深刻な農業の活性化を目的に、本年度に新設された「青年就農給付金」については、親元就農の場合の給付要件緩和など、地域の実情に応じた制度の弾力的運用を行うとともに、給付要件を満たす者に対しては確実に給付できるよう、必要な予算額を確保すること。

漁業においても、新規就業者の確保・定着対策として、新規就農者と同様、就業準備段階及び経営が不安定な就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。

あわせて、林業への就業を希望している青年が安心して必要な知識の習得等が行えるように給付金制度を創設すること。

さらに、雇用による農林業の就業促進に向け、農の雇用事業において、新たに設けられた雇用就業者の年齢要件（45歳未満）を撤廃するとともに、森林・林業の再生に必要な人材を確保・育成するため、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の助成額の引き上げや対象研修期間の延長等を行うこと。

2 農業農村整備予算の確保

農業農村整備予算については、平成24年度においても、平成22年度に大幅に削減された水準のままであり、食料自給率向上、地域特性に応じた戦略的な産地振興や災害に強い基盤整備などの観点から、農業生産を支え、農村の安全な暮らしを守る農業生産基盤整備事業や農地防災事業などの計画的な推進に必要な予算額を確保するなど、格段の措置を講じること。

また、農村地域における農地・農業用水等の地域資源を適正に
保全管理・整備することは農業生産のみならず国土保全の観点か
らも重要なものであり、地域住民によるこのような地域資源の保
全管理等の活動に必要な予算額を確保すること。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	山本	繁太郎

地域医療の確保について

近年、医師や看護職員不足を背景に地域医療体制は危機的状況にあり、中山間地域や離島の医療体制の確保はもとより、圏域の中核的な地域においても、救急医療や周産期医療などの医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

住民が地域で安心して生活するためには、医療体制の確保が必須であり、医師の地域・診療科偏在の解消などに向けた総合的な医師確保対策の更なる強化と、看護職員確保対策の充実が必要である。

地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域卒出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

2 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 救急勤務医支援事業や産科医等確保支援事業による勤務医への手当支給に加え、医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状や医療機関毎の役割等について、国民への広報・啓発を強化すること。

3 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

4 地域医療支援センターの整備・運営

地域医療支援センター運営事業に取り組む全ての都道府県で、国庫補助事業が活用できるように必要な予算額を確保すること。

5 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

6 地域医療再生基金の継続

地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備など、地域医療再生基金を活用した取り組みを継続して実施する必要がある。平成26年度以降の地域医療再生基金の継続など必要な財源措置を講じること。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

海岸漂着物処理に係る財源の確保について

我が国の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行され、都道府県をはじめとする海岸管理者が海岸漂着物の円滑な処理について必要な対策を講じることとされた。

また、同法第29条において、国は必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、地域グリーンニューディール基金により平成21年度から23年度までの3カ年で約60億円の財源措置がなされた。

しかしながら、平成24年度以降は、グリーンニューディール基金事業の実施期間延長こそ措置されたものの、何ら追加の財源措置がなされていない。これにより、平成23年度までに基金事業を完了した自治体では、海岸管理者としての責務を全うするため一般財源で海岸漂着物の処理等に取り組まざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

- 1 海岸漂着物は、当該海岸の存する区域のみならず他の都道府県、沿岸国等から流入するものもあることから、海岸漂着物処理推進法第29条に規定されているとおり、海岸漂着物処理等に係る費用について必要な財源措置を行うこと。
- 2 近年、医療廃棄物、ポリタンク等の危険物が漂着し、住民生活の安全の確保のために迅速な対応が必要となっていることから、財源措置にあたっては、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度とすること。
- 3 海岸漂着物処理推進法は施行から3年後に検討を加えることとされているが、引き続き国による財源措置を法定化すること。

平成24年11月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎